

加入区の名称 川口加入区

福岡県告示第1322号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫郡那珂川町大字山田字新飼1114番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
筑紫郡那珂川町大字山田1150番1
医療法人 光竹会
理事長 呉 義憲

福岡県告示第1323号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成24年度において2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官並びに自衛官候補生の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 募集種目
 - (1) 2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官
 - ア 海上・航空自衛隊航空学生
 - イ 自衛隊一般曹候補生
 - (2) 自衛官候補生
- 2 募集期間

平成25年3・4月入隊（男子・女子）	平成24年8月1日から 平成24年9月7日まで
--------------------	----------------------------

3 受験資格

- (1) 海上・航空自衛隊航空学生
平成25年4月1日現在、18歳以上21歳未満の者で、次のいずれかに該当する者
ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）
イ アに掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）
ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）
- (2) 自衛隊一般曹候補生及び自衛官候補生
平成25年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者
- (3) 詳細は、募集要項による。

4 試験期日

- (1) 海上・航空自衛隊航空学生
平成24年9月22日（土）
- (2) 自衛隊一般曹候補生
平成24年9月17日（月）
- (3) 自衛官候補生
ア 男子
平成24年9月17日（月）及び同月25日（火）から10月3日（水）の間のうち指定する1日
イ 女子
平成24年9月23日（日）、24日（月）

5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町西八田(築城基地内) (電話 0930-56-1150)交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所

遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455 - 1 (芦屋基地内) (電話 093 - 223 - 0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津 639 - 1 (電話 0948 - 22 - 4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町 5 - 12 (福岡駐屯地内) (電話 092 - 591 - 7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南 2 - 1 - 5 博多サンシティビル 2 F (電話 092 - 414 - 5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘 2 - 2 - 63 (電話 092 - 607 - 4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜 5 - 4 - 20 パールマンション 1 F (電話 092 - 891 - 7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分 1 - 8 - 19 エスポワール豊福 2 番館 1 F (電話 0942 - 23 - 7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町 1 - 2 - 9 (電話 0944 - 52 - 3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡 2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942 - 72 - 3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町 662 - 5 (電話 0943 - 24 - 5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町 6 - 7 (電話 0944 - 72 - 7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称 (予定)

(1) 海上・航空自衛隊航空学生

試験場	位置	名称
福岡	春日市大和町 5 - 12	陸上自衛隊福岡駐屯地

(2) 自衛隊一般曹候補生

試験場	位置	名称
-----	----	----

北九州	北九州市戸畑区仙水町 1 番 1 号	九州工業大学 (戸畑)
	遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455 番地の 1	航空自衛隊芦屋基地
	築上郡築城町大字西八田	航空自衛隊築城基地
飯塚	飯塚市川津 680 - 4	九州工業大学 (飯塚)
福岡	福岡市南区筑紫丘 1 - 1 - 1	純真学園大学
筑後	久留米市高良内町 2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

(3) 自衛官候補生

ア 男子 (筆記) 自衛隊一般曹候補生に同じ

イ 男子 (口述・身体検査)

試験場	位置	名称
北九州	遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455 番地の 1	航空自衛隊芦屋基地
	築上郡築上町西八田	航空自衛隊築城基地
	北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1	陸上自衛隊小倉駐屯地
	飯塚市津島 4282	陸上自衛隊飯塚駐屯地
福岡	春日市大和町 5 - 12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市国分町 100	陸上自衛隊久留米駐屯地

ウ 女子

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉南区北方 5 - 1 - 1	陸上自衛隊小倉駐屯地
福岡	春日市大和町 5 - 12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町 2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第1324号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年7月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) テックランド福岡福津店

(2) 所在地 福岡県福津市福岡駅東土地区画整理地区内2街区

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年3月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,985平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内	60

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地東側	57

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北側	83.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地西側	48.1

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1箇所 建物敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後10時

福岡県告示第1325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生353	おおしまこどもクリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲字七 苫 496 番地 2	24・6・1

大生441	医療法人CLSすがはら 菅原病院	大牟田市上屋敷町1丁目1-3	24・4・4
宗遠生8	はら耳鼻咽喉科	遠賀郡水巻町頃末北4丁目7-3	24・6・1
豊生83	きくち内科クリニック	豊前市大字吉木440-1	24・7・1
福津生歯27	たくみ歯科	福津市793番地(福岡駅東地区100街区1画地)イオンモール福津1階	24・4・1
筑紫生歯66	むらさき歯科	筑紫野市二日市中央2丁目12-8	24・4・1
筑紫生歯67	フレンド歯科	筑紫野市塔原東2丁目4-5	24・6・1
大生歯207	福岡歯科クリニック	大牟田市大字歴木1807-80	24・6・1
糸島地生薬55	株式会社二丈調剤薬局	糸島市二丈深江1217-27	24・5・30
糸島地生薬56	裕生堂薬局 波多江店	糸島市波多江269番地7	24・7・1
小生薬47	すこやか調剤薬局	小郡市三国が丘1丁目50	24・5・18
粕生訪6	訪問看護ステーション緑の風	糟屋郡志免町志免東4丁目48番4号	24・1・1
行生訪9	のぞみ訪問看護ステーション	行橋市大字長木420-1-210号室	24・4・1

福岡県告示第1326号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生330	おおしまこどもクリニック	糟屋郡篠栗町大字尾仲496-2	24・5・31
糸島地生2	平野内科医院	糸島市前原中央1丁目6番10号	24・5・31
遠生185	はら耳鼻咽喉科	遠賀郡水巻町頃末北4丁目7-3	24・5・31
大生302	菅原病院	大牟田市上屋敷町1丁目1-3	24・4・3
大生歯195	福岡歯科クリニック	大牟田市大字歴木1807-80	24・5・31
直生歯78	おんがの歯科医院	直方市大字感田2657-5	24・5・20
糸島地生薬36	株式会社大賀薬局前原店	糸島市前原東1丁目6-27	24・4・1
糸島地生薬44	有限会社二丈調剤薬局	糸島市二丈深江932-7	24・5・29
小生歯19	すこやか調剤薬局	小郡市三国が丘1丁目50番地	24・5・17
直生薬68	ひかる薬局	直方市大字頓野3802-1	24・5・22

福岡県告示第1327号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
柳生83	医療法人永江内科・放射線科医院	医療法人永江医院	柳川市本町4-2	24・5・1
直生85	医療法人健明会青見医院	医療法人健明会青見内科医院	直方市大字上新入2490-7	9・9・11
豊生61	医療法人菊池クリニック	菊池医院	豊前市大字千束157-2	24・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生薬24	新生堂薬局 柳川店	柳川市元町3-8	柳川市元町3-10	24・3・1
田生訪11	株式会社飛鳥 ひな訪問看護ステーション	田川市寿町1-9	田川市大字伊田1126-6	23・11・1

福岡県告示第1328号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
直生マ21	藤岡 誠（マッサージ工房いやし）	直方市溝堀1丁目5-17	24・7・1
嘉麻生マ34	三木 剛志（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2	24・4・2

嘉麻生マ35	黒田 八千代（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2	24・4・2
嘉麻生マ36	岡本 節男（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2	24・4・2
嘉麻生マ37	本多 政徳（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2	24・4・2
嘉麻生マ38	本名 請吾（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2	24・4・2
嘉麻生マ39	浦田 英樹（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2	24・6・1
嘉麻生マ40	東 光一（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539-2	24・6・1
直生柔26	長谷川 寛（整骨院長生庵）	直方市新知町6-48	24・4・11
八女生柔28	鐘ヶ江 憲政（麟接骨院）	八女市緒玉134-4	24・6・12
行生柔24	豊永 明成（つるたか整骨院）	行橋市神田町2-12	24・4・17
中生柔21	溝上 るみ子（和整骨院中間院）	中間市通谷1丁目36-2ウエルパークヒルズ内	24・4・1
中生柔22	金原 弘泰（和整骨院中間院）	中間市通谷1丁目36-2ウエルパークヒルズ内	24・4・1
中生柔23	兼田 健生（和整骨院中間院）	中間市通谷1丁目36-2ウエルパークヒルズ内	24・4・1
中生柔24	高原 健吾（和整骨院中間院）	中間市通谷1丁目36-2ウエルパークヒルズ内	24・4・1
像生柔53	田中 はるひ（たく鍼灸整骨院）	宗像市田久724-1	24・5・1
宰生柔34	野口 美玲（とふろう団地整骨院）	太宰府市都府楼南2丁目17-21	24・6・25
古生柔25	熊井 宏之（癒の花整骨院）	古賀市薬王寺381	24・6・27
福津生柔15	三本菅 英人（うみがめ整骨院）	福津市津屋崎1丁目1-23	24・1・4

福津生柔16	石川 貴寿 (ひなた整骨院)	福津市東福間3丁目2-1	24・3・28
糸島地生柔34	中村 将則 (伊都整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目5-11	24・6・1
糸島地生柔35	末廣 歩 (伊都整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目5-11	24・6・1
糸島地生柔36	山口 裕輝 (伊都整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目5-11	24・6・1
糸島地生柔37	井手 成志郎 (はたえ整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目2-16	24・6・1
糸島地生柔38	織田村 一希 (はたえ整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目2-16	24・6・1
糸島地生柔39	力武 香織 (はたえ整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目2-16	24・6・1
糸島地生柔40	林 汐美 (はたえ整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目2-16	24・6・1
糸島地生柔41	佐々木 玄 (はたえ整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目2-16	24・6・1
糸島地生柔42	長崎 雅人 (はたえ整骨院)	糸島市波多江駅北4丁目2-16	24・6・1
糸島地生柔43	江隈 彰 (STREXZEN ウィング整骨院)	糸島市高田2丁目18-20	24・6・1
粕生柔71	山口 和宏 (極楽堂富永整骨院)	糟屋郡宇美町宇美4丁目6の5	24・5・1
宗達生柔7	藤谷 英敏 (ひろまつ整骨院)	遠賀郡遠賀町松の本7丁目1-24	24・6・1
田川生柔21	坂田 泰樹 (よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄952-2	24・4・24

福岡県告示第1329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保

護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大川生柔19	江藤 隆弘 (金龍堂整骨院)	大川市大字榎津843-3	24・5・31
大川生柔20	北島 麻衣 (金龍堂整骨院)	大川市大字榎津843-3	24・5・31
中生柔14	池浦 正典 (和整骨院)	中間市通谷1丁目36番2号	24・4・1
糸島地生柔31	村上 公一 (ウィング整骨院)	糸島市高田2丁目18番20号	24・5・31
粕生柔52	後藤 航 (極楽堂富永整骨院)	糟屋郡宇美町宇美4丁目6の5	24・4・30
田川生柔11	大森 雅志 (よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄952-2	24・4・20

福岡県告示第1330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生柔14	岡田 恵理香 (ウィング整骨院)	岡田 恵理香 (STREXZEN ウィング整骨院)	糸島市高田2丁目18-20	24・6・1

福岡県告示第1331号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	24年9月 4日	10:00～12:00 13:00～15:00	宮若市若宮コミュニティセンター「ハートフル」	宮若市
	24年9月 5日	10:00～12:00 13:00～15:00	マリーホール宮田	
	24年9月 6日	10:00～12:00 13:00～15:00	マリーホール宮田	
	24年9月 7日	10:00～12:00 13:00～15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	24年9月11日	10:00～12:00 13:00～15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	鞍手町
	24年9月12日	10:00～12:00 13:00～15:00	鞍手町総合福祉センターくらじの郷	
	24年9月13日	10:00～12:00 13:00～15:00	中間市中央公民館	中間市
	24年9月14日	10:00～12:00 13:00～15:00	中間市中央公民館	
	24年9月18日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市体育館	直方市
	24年9月19日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市体育館	
24年9月20日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市体育館		
24年9月21日	10:00～12:00 13:00～15:00	直方市体育館		

	24年9月22日から 24年11月21日まで	左欄の間に行う検査については、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市及び直方市と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く）、分銅及びおもりの検査	24年9月22日から 24年11月21日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2000を超えるものの検査	24年9月22日から 24年11月21日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	24年9月22日から 24年12月21日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

福岡県告示第1332号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	24年9月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	山川市民センター	みやま市
	24年9月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	まいピア高田	
	24年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	瀬高公民館	
	24年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	瀬高公民館	
	24年10月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	柳川市
	24年10月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市大和公民館	
	24年10月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市立三橋公民館	
	24年10月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	
	24年10月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	
	24年10月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	
24年10月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館		
24年10月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館		
24年10月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館		
24年10月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所西玄関	大川市	
24年10月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所西玄関		

	24年10月24日から24年12月23日まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、柳川市、大牟田市及び大川市と協議の上、指示する	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	24年10月24日から24年12月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2000を超えるものの検査	24年10月24日から24年12月23日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で行う検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	24年10月24日から24年12月28日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	みやま市 柳川市 大牟田市 大川市

福岡県告示第1333号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器

の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	24年10月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	あんずの里	福津市
	24年10月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市文化会館	
	24年10月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所福岡庁舎	
	24年10月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所福岡庁舎	
	24年10月31日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所福岡庁舎	
	24年11月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市大島行政センター	宗像市
	24年11月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	海の道むなかた館	
	24年11月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	海の道むなかた館	
	24年11月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
	24年11月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
24年11月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所		
24年11月14日から 24年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。			福津市 宗像市

イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	24年11月14日から 24年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福津市 宗像市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2000を超えるものの検査	24年11月14日から 24年12月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福津市 宗像市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	24年11月14日から 24年12月28日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福津市 宗像市

福岡県告示第1334号

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
筑紫野市牛島土地改良区	平成24年7月17日

福岡県告示第1335号

平成24年7月13日からの大雨による災害に関し、同日から久留米市、柳川市、八女市、筑後市、うきは市、みやま市及び広川町の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第3条の規定により告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第1336号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1291-1の一部（緑ヶ浜土地区画整理5街区7画地）（第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第1337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営上須川地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成24年7月27日から 平成24年8月24日まで	朝倉市役所

福岡県告示第1338号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人ウエルフェアだんだん
 - (2) 代表者の氏名
財部 美佐子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糟屋郡志免町志免中央3丁目7番17-201号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域の高齢者に対する介護保険法に基づく事業や、たとえ障がいをもったとしても、住み慣れた我が家、地域で暮らし続けるための支援を行うと共に、誰もが安心して自分らしく輝いて暮らしていける地域や社会の構築をめざし、地域福祉の向上に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1339号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人エコイクル九州

(2) 代表者の氏名

柳川 裕之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区井相田1丁目10番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全、生態系の調査・保護に関する事業を行い、広く国民に自然の大切さを訴え、自然と共生する社会を創ることを目的とする。

福岡県告示第1340号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 T F G

(2) 代表者の氏名

工藤 良

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字伊田1526番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校や引きこもり等の悩みを持つ青少年やその保護者に対して、電話相談、面談相談、宿泊相談やフリースクール事業などを行うことで青少年の自立を支援し、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1341号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年7月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 I S A P H

(2) 代表者の氏名

小早川 隆敏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区多の津四丁目5番13号 スギヤマビル4階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、開発途上国における保健・医療分野の国際協力、それを担う人材の育成その他の事業を行うことにより開発途上国における保健・医療分野の水準の向上を図り、もって我が国の草の根レベルを含む国際協力活動の推進及び国益の増進に寄与することとともに、わが国の住民に対して健康に関する意識啓発を図りつつ、保健・医療・福祉従事者の研修、保健・医療・福祉関連データの収集・分析・活用その他の事業を行うことにより住民にとって必要な地域の保健・医療・福祉サー

ビスの質及び量の適切な確保を図り、もって住民の健康の維持増進その他の公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1342号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町田籠字ダイ151、152、字桂木153の2、字砥石片175、176、字サダラ214の1、字新明294、字田園419、字北向片1542の5、1547、1560の2、1561の1、1561の2
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1343号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市杷木松末字井尻1702
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1344号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡広川町大字水原字梯迫2387
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1345号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森
林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市多田字山ノ口28

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1346号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡筑前町栗田字上宮2197の4、2197の5、2197の74、2197の75

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び
筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1347号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森
林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市隈江字四ツ塚758の2、758の3、760（次の図に示す部分に限る。）、字鳶
尾771の1、字仲道772の1、772の8、772の108、772の110、772の49（次の図に示す部
分に限る。）、字兎袋880

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1348号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市東区大字西戸崎字大岳2898の14

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

福岡県告示第1349号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

糟屋郡粕屋町大字大隈字丸山1181の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び粕屋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1350号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市加布里字中古川25番6から25番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市加布里25番5

植崎 伸也

福岡県告示第1351号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 にしてつストア三潯店

(2) 所在地 福岡県久留米市三潞町早津崎811番1号ほか

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

・市道早津崎M1125号線（以下「1125号線」という。）と駐車場間のT字路は、現状でも、店舗搬出入車両と他車との接触あり。住宅側への幅寄せ車両とのトラブルもあり、抜け道化することで事故のリスクが増える。大型・中型車両の出入りは、県道側に限定すべき。

・1125号線は、学童通学路で道幅も狭い。そこに車両出入口があれば、自ずと出入りが多くなり、接触のリスクが高い。事故防止の観点から、出入口N o. 4の設置は中止すべき。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・1125号線は、歩車分離のない、狭い、離合困難な道路で、そこを店舗搬出入車両が頻繁に出入りすると安全確保できない。大型・中型車の出入りは、県道側に限定すべき。

・荷さばき施設N o. 1は、早朝6時からとなっているが、通学・通勤と重なり危険。安全上荷さばき施設N o. 2ですべき。

・1125号線での歩行者の確実な安全を確保するため、出入口N o. 4、搬出入車両専用出入口の廃止、又は同市道より離れた位置への移動を求める。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

・荷さばき施設N o. 1は、早朝6時からとなっているが、ドア開閉やエンジン音など、第二種低層住居専用地域に居住する住民の安眠を妨害するもので、県道側へ確保すべき。

・荷さばき施設、廃棄物保管施設が住宅に近いところに計画されているが、敷地全体を見たところ、県道隣接地の住宅がない場所があり、そこに設置されれば騒音の心配はないと考える。

・店舗にて販売する食品加工施設から発する騒音も予見され、冷却、冷凍、換気など空調設備の騒音も予見される。

(6) 廃棄物に係る事項等

・廃棄物保管施設は、その安全性・衛生的見地から住宅側とせず、県道側とすべき。

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

意見なし

福岡県告示第1352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	須磨園 南原曾根線	前	荇田町大字雨窪390-8先 から 荇田町大字雨窪390-1先 まで	18.4 ～ 21.2	73.5
			後	荇田町大字雨窪390-8先 から 荇田町大字雨窪390-1先 まで	17.0 ～ 21.2	

福岡県告示第1353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京築	一般国道	496号	前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			前	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	11.5 ～ 115.0	6,930.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	3.7 ～ 22.9	6,941.2
			後	京都郡みやこ町犀川横瀬194番6先から 京都郡みやこ町犀川上伊良原459番1先まで	11.5 ～ 115.0	6,930.2

福岡県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

京築	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1525番7先から 京都郡みやこ町犀川下伊良原1217番1先まで
----	------	--

福岡県告示第1355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年7月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野 筑穂線	筑紫野市大字吉木2517番1先から 筑紫野市大字吉木2577番1先まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年7月27日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
公用パーソナルコンピュータ用プリンタ装置賃貸借
- 競争入札参加者の資格
(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年8月15日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

公用パーソナルコンピュータ用プリンタ装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年11月1日から平成29年6月30日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年9月5日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2236
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
平成24年7月27日（金）から平成24年9月4日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の受領期限及び提出場所
- (1) 受領期限

平成24年9月5日（水）午後5時45分

- (2) 提出場所
5の部局とする。
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成24年9月6日（木）午後1時30分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- 11 落札者がない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。

(6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) The name of a contract matter

A lease contract for printers for personal computers that are provided for official use

(2) Time Limit of Tender

5:45 PM on September 5, 2012

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext 2236)

雑 報

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第67条の2の規定に基づき、平成23年度決算の要旨を公告する。

平成24年7月27日

福岡県市町村職員共済組合

理事長 井上 澄和

損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短期	長期	預託金 管 理	業務	保健	貯金	貸付	物資	財形
収 入	負担金	7,109,618	22,533,083		227,462	281,385				
	掛金	7,295,539	11,035,770			211,038				
	特定健康診査等収入					82,902				
	組合員貸付金利息							234,523		
	受託商品手数料								12,889	
	補助金・交付金	718,313			91,399	9,303		24,486		
	利息及び配当金等	733		196,245	907	2,367	314,755			1
	その他の収入	57,664			178	95		1,288	4,820	
	他経理から繰入金				42,027					
	前年度支払準備金	1,155,694								
	計	16,337,561	33,568,853	196,245	361,973	587,090	314,755	260,297	17,709	1
	支 出	給付金	7,319,110							
役職員給与					151,229	32,021	7,684	9,645	1,706	
旅費・事務費					18,805	5,867	2,882	4,828	376	
支払利息				196,245			469,213	184,064	2,405	
前期高齢納付金・後期高齢、病床支援金		5,095,679								
老人・退職者拠出金、介護納付金		1,591,045								
連合会払込金		186,214						9,598		
連合会拠出金		569,542								
連合会分担金						1,095				
負担金払込金・掛金払込金			33,568,853							
事務費負担金払込金					101,094					
厚生費(保健事業)						548,319				
特定健康診査等費						23,060				
その他の支出		10,131			50,641	19,483	7,479	38,595	7,416	
他経理へ繰入金		42,027								
次年度支払準備金	1,128,164									
計	15,941,912	33,568,853	196,245	321,769	629,845	487,258	246,730	11,903	0	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	395,649	0	0	40,204	△ 42,755	△ 172,503	13,567	5,806	1	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	1,973,870	2,123,284	815,012	877,859	2,373,554	9,993,131	510,411	477,136	513
	固定資産			8,036,799	15,687	10,008	60,485,920	7,916,719		
資産合計		1,973,870	2,123,284	8,851,811	893,546	2,383,562	70,479,051	8,427,130	477,136	513
負 債	流動負債	612,395	2,123,284		9,722	12,064	67,432,300	220	2,232	
	固定負債	1,128,164		8,851,811	442,321	94,960	28,074	7,195,876	350,000	
	負債合計	1,740,559	2,123,284	8,851,811	452,043	107,024	67,460,374	7,196,096	352,232	0
純 資 産	資本剰余金									
	利益剰余金(欠損金)	233,311		0	441,503	2,276,538	3,018,677	1,231,034	124,904	513
	純資産合計	233,311	0	0	441,503	2,276,538	3,018,677	1,231,034	124,904	513
負債・純資産合計		1,973,870	2,123,284	8,851,811	893,546	2,383,562	70,479,051	8,427,130	477,136	513